

上水道工事特記仕様書

小 鹿 野 町

※この特記仕様書は秩父広域市町村圏組合水道局の特記仕様書に準じる。

工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、秩父広域市町村圏組合水道局上水道工事標準仕様書（以下、標準仕様書という。）※に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

※ 標準仕様書は水道局のホームページ「事業者のみなさまへ→工事・資材」を参照して下さい。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 長若住宅用地水道管布設工事
- ・工事箇所 小鹿野町般若地内

(工事完成図)

第3条 受注者は、工事完了後、発注者の指示する形により完成図を作成し、下記図書を提出する。

- ・完成図 縮小版白焼製本（A3） 1部
- ・完成図 電子データ（PDF、JWCAD） 1式

なお、完成図の作成にあたっては、オフセット図についても作成すること。オフセットは、工事の起点、終点、口径や管種の変更箇所、分岐点（給水含む）、その他監督員が指示する箇所について、3点以上の不動点から計測し、記載すること。

(共通事項)

第4条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）」等に基づき、次に掲げる対象工事のいずれかに該当する場合、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスコン塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあた

り、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

- 3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、発注者が提示を求めた場合、工事検査時には原本を提示しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第5条 建設発生土の搬出は、下記に示す箇所を想定しているが別の施設等を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

ア 搬 出 先 小鹿野町坂戸残土置場 (住所 小鹿野町両神薄 3268)

イ 運 搬 距 離 片道運搬距離 7.9 km

- 2 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、「埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例 (平成14年埼玉県条例第64号)」に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。

- 3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提出し、その写しを監督員に提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第6条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

片道運搬距離は、アスファルト・コンクリート廃棄物 7.6 km 程度と想定している。

○再生資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
アスファルト	有限会社 孔明	秩父市上影森 187-2
コンクリート	有限会社 孔明	秩父市上影森 187-2

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものでない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りで

はない。

2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（再生資材の利用）

第7条 下記の再生資材を利用すること。

- ・ 再生アスコン (13)－50, (20)－50 表層及び基層等
- ・ 再生切込碎石 40mm以下 路盤等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

（作業時間）

第8条 町道280号線における作業については、原則、昼間工事（午前9時から午後5時）とすること。

（近隣への配慮）

第9条 現道上の歩行者や車両への支障が最小限となるよう常に配慮して工事を進めなければならない。また、工事開始前と工事中に周辺住民等への説明を十分行うとともに、工事による影響がないよう確実に調整を行うこと。

2 施工時に重機等から発生する騒音と振動については、最低限に抑えるよう対策を講じなければならない。

3 車両通行止め規制を伴う施工においては、事前に保安体制や迂回路等について道路管理者及び小鹿野警察署と協議すること。さらに、事前に工事予告看板と迂回路案内看板を設置し、地元住民及び通行車両に通行規制を周知することとし、通行規制について地元住民等から理解を得ること。

4 管布設工においては、道路を即日復旧し交通解放すること。

- 5 周辺住民等から工事に対して意見等がなされた場合には、ただちに監督員へその旨を報告するとともに、対処すること。

(近接工事との調整)

第10条 道路管理者及び他の埋設物管理者等による工事と近接しての施工となる場合には、施工範囲や時期等について受注者が他の埋設物管理者等と調整し、円滑に施工できるよう努めること。

(週休2日制モデル工事)

第11条 本工事は、秩父広域市町村圏組合に準じた週休2日制モデル工事(※)の試行対象工事である。試行の実施は、秩父広域市町村圏組合週休2日制モデル工事試行要領を準用するものとする。試行要領は、秩父広域市町村圏組合ホームページで確認のこと。

(秩父広域市町村圏組合ホームページ)

<https://www.c-kouiki.jp/keiyakuseido/>

※「現場閉所型」とする。

(その他)

第12条 その他、定めのない事項については、監督員と協議し承諾を得てから工事を行うこと。

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事用(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	① 仮 設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	② 土 工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③ 基 礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 本 体 構 造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥ そ の 他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

(特定建物資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再生資源化に要する費用 _____ 円(税込)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

様式 5

再 資 源 化 等 報 告 書

令和 年 月 日

(発注者)

_____ 様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____

(郵便番号 -) 電話番号 - - _____

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

☐ 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

[illegible]

舗装版切断時に発生する濁水の
処理にかかる特記仕様書

舗装版切断時に発生する濁水の処理にかかる特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、秩父広域市町村圏組合水道局上水道工事標準仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・工事名 長若住宅用地水道管布設工事
- ・工事箇所 小鹿野町般若地内

(濁水の処理)

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） 0.01 m³
- ・中間処理施設 本庄市児玉町共栄 710-6 (株)タカヤマ エコジョイン北関東
- ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入

(処理に焼却又は溶融を含まず)

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

(共通事項)

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処理委託契約を締結しなければならないものとする。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

(提出書類等)

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と前条第2項及び第3項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、発注者が提示を求めた場合、工事完成後マニフェストの写しを監督員に原本を提示しなければならない。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。